



町有物品の売払いについて

下記のとおり、除雪ロータリを一般競争入札により売払いするので、次のとおり公告する。

令和 5 年 11 月 6 日

中泊町長 濱 館 豊 光



記

1. 払下げ物件の表示及び説明会
物件番号 第 7 号
物件名 町有財産売払 (除雪ロータリ)
 - ・初年度登録 平成 2 年 10 月
 - ・総排気量 11.67 L
 - ・車両名 株式会社津軽車輛サービス製 HTR 202
 - ・乗車定員 3 人
 - ・車検切れ
 - ・走行距離 17,830 km (令和 5 年 10 月現在)
2. 予定価格 非公表
3. 入札日時及び現場説明会日時
 - 現場説明会：日 時 令和 5 年 11 月 16 日 (木) 午後 3 時 00 分
 - ：場 所 中泊町役場 2 階 委員会室 2
 - (説明会で入札参加の受付をします。受付していない方は入札に参加できません。)
 - 入札執行日：日 時 令和 5 年 11 月 24 日 (金) 午後 1 時 30 分
 - ：場 所 中泊町役場 2 階 委員会室 2
4. 入札保証金
免除 (中泊町契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定による。)
5. 入札参加者の資格
 - (1) 中泊町に住所を有する個人または法人もしくは、青森県に本店、支店または営業所を有し、国税及び地方税を滞納していない者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
 - (3) 中泊町財務規則 (平成 17 年 3 月中泊町規則第 6 2 号。以下「財務規則」という。) 第 119 条第 1 項の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
 - (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員並びにこれらのものから委託を受けていない者。
 - (6) 地方自治法第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと。
6. 入札方法等
 - (1) 入札書・封筒は説明会時に配布する。
 - (2) 入札代理人により入札する場合は、委任状を提出のこと。
 - (3) 入札執行回数は 1 回とし、入札参加者が 1 名の場合であっても入札を行う。

7. 落札者の決定

予定価格以上の額で、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札者が2名以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

8. 入札の無効

- (1) 参加資格のない者の入札書
- (2) 入札者が協定していた入札書
- (3) 入札条件に違反していた入札書

9. 契約及び代金の納入

- (1) 契約日 令和5年12月1日(金) 午後2時00分
- (2) 代金の納入 入札説明会時にお知らせする。
- (3) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付する。(代金納入後に返還するが、代金の一部に充当することができる。)

10. その他

- (1) 名義変更は、落札者が契約後2週間以内に手続きをとること。
- (2) 車両の引渡しは、所有権の移転登録を確認後とする。
- (3) 車両に記載している文字等は落札者の負担で消して使用すること。
- (4) 問い合わせは、中泊町役場財政課管財係まで電話により行うこと。
電話 0173-57-2111 (内線2032, 2034)